

穴水町定住促進奨励金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、人口の減少を抑制するとともに、定住を促進し、もって地域の活性化を図ることを目的とし、穴水町定住促進奨励金(以下「奨励金」という。)の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 定住 本町の住民として永住の意志をもって居住し、住民基本台帳又は外国人登録原票(以下「住民基本台帳等」という。)に登録され、かつ、生活の本拠が本町にあることをいう。
- (2) 新築住宅 自己の居住の用に供するために、現に居住している同一敷地外に新たに建築又は購入する建物であって、取得に要する費用が500万円以上のものをいう。
- (3) 中古住宅 過去に人の居住の用に供されたことのある建物(土地を含む。)であって、取得に要する費用が100万円以上のものをいう。
- (4) Iターン者 町の住民基本台帳に一度も登録をされたことのない者で、定住の意思を持って他の市区町村から町内に転入した者をいう。
- (5) Uターン者 町民であった者が、町外へ転出してから10年を経過した後、定住の意思をもって町内に転入した者をいう。

(奨励金の交付)

第3条 町長は、穴水町(以下「町」という。)における定住を促進するため、自らの居住の用に供するために町の区域内に新たに住宅を取得した者で、次の各号のいずれかに該当する者(以下本条において「受給資格者」という。)に対し、予算の範囲内で奨励金を交付するものとする。

- (1) Iターン者、Uターン者又は転入後に生まれた者で構成される世帯にあって、転入後5年以内に新築住宅又は中古住宅を取得した者
- (2) 前号以外の者で50歳以下の者又は配偶者が50歳以下の者、
 - 2 取得した住宅が共有の場合の受給資格者は、その代表者とする。
 - 3 第1項の規定にかかわらず、受給資格者が次の各号のいずれかに該当するときは、町長は、奨励金を交付しないことができる。
 - (1) 公共事業の施行に伴う補償又はその他の補償により住宅を取得したとき。
 - (2) 受給資格者に町に定住する意志がないとき。
 - (3) 受給資格者又は受給資格者と生計を一にする者が町税その他町に納付又は納入すべき金額の全部若しくは一部を滞納しているとき。
 - (4) その他奨励金の交付が適当でないと認められるとき。
 - (5) 能登半島地震住宅取得奨励金との併用は出来ない。

(奨励金の交付対象住宅)

第4条 奨励金の交付の対象となる住宅は、次の各号の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 専ら居住の用に供する部分の床面積が50平方メートル以上のもの。
- (2) 延べ床面積の2分の1以上に相当する部分が専ら自己の居住の用に供されていること。
- (3) 新築住宅にあっては当該住宅の工事の契約を締結又は当該住宅の売買契約を締結したもの、中古住宅にあっては当該住宅の購入の契約を締結したものとする。

(奨励金の交付額)

第5条 奨励金の交付額は、第3条第1項各号の区分に応じ別表の奨励金額等欄に掲げる金額とする。

2 奨励金の交付金額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数は、切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第6条 奨励金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、当該住宅等に入居し、及び住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づく諸手続が完了した後、当該住宅の登記の原因の日から起算して1年以内に定住奨励金交付申請書(様式第1号)に次の書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 世帯全員の住民票の写し、外国人登録原票記載事項証明書その他穴水町の住民となった日がわかるもの
- (2) 位置図(付近見取図)、配置図及び各階平面図
- (3) 土地及び建物の登記事項証明書の写し
- (4) 建築に係る契約書又は売買契約書の写し
- (5) 県産木材使用確認書(建築士が確認したもの)(県産木材使用加算金の交付対象者に限る)
- (6) 納税義務者全員の市町村税納税証明書(交付の申請をしようとする日が属する年度及びその前年度分)
- (7) その他町長が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 町長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類の診査及び必要に応じて行う現地調査等により、奨励金を交付すべきものと認めたときは、奨励金の交付を決定し、穴水町定住促進奨励金交付決定通知書(様式第2号)により、申請書に通知するものとする。

(奨励金の請求)

第8条 前条の規定による交付決定を受けた者(以下「奨励金交付者」という。)は、穴水町定住促進奨励金請求書(様式第3号)を町長に提出するものとする。

(交付の決定の取り消し等)

第9条 町長は、奨励金交付者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、奨励金の交付の決定を取り消し、かつ、奨励金の返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な手段により奨励金の交付を受けたとき。
- (2) 当該住宅を取得してから5年以内に転居し、又は町の区域外へ転出したとき。ただし、奨励金交付者と生計を一にする者が引き続き当該住宅に居住する場合を除く。
- (3) 住宅を取得してから5年以内に当該住宅を譲渡したとき。
- (4) 前号に掲げるもののほか、町長が交付を不適当と認めるとき。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(穴水町若者住まいづくり奨励金交付要綱及び穴水町定住奨励金交付要綱の廃止)

2 穴水町若者住まいづくり奨励金交付要綱(平成17年穴水町告示第20号)及び穴水町定住奨励金交付要綱(平成21年穴水町告示第123号)は廃止する。

(経過措置)

3 この告示の施行前の穴水町若者住まいづくり奨励金交付要綱及び穴水町定住奨励金交付要綱による奨励金について、奨励金の交付を受けた者及び現に奨励金の対象者である者のうち奨励金の交付申請又は交付請求をしていない者については、同日以後もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則
(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則
(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)
2 住宅の新築又は購入の契約の日がこの要綱の施行の日前である場合の奨励金の交付に関する取り扱いについては、なお従前の例による。

附 則
(施行期日)

1 この要綱は、令和6年9月20日から施行する。

(施行期日)
1 この要綱は、令和7年4月1日から施行し、令和6年1月1日から適用する。

別表（第5条関係）

第3条第1項第1号に該当する者

取得住宅 の種類	奨励金額等				
	住宅奨励金	県産木材使用 加算金	土地取得加算金	子ども加算金	限度額
新築住宅	1戸につき 50 万円を交付	住宅の総木材使用量 のうち石川県産材を 50%以上使用した場 合に 20 万円を交付	住宅を取得するた め、新たに土地を購 入した場合に 50 万 円を交付 ただし、土地購入代金 が 50 万円未満の場 合には土地購入代金を 上限とする	申請日時点で受給資 格者と同居している 18 歳以下の子がいる場 合に 1 人につき 50 万 円を交付 ただし、転入後に生 まれた者は対象とし ない	200 万円
中古住宅	1戸につき 50 万円を交付	—	—	—	50 万円

第3条第1項第2号に該当する者

取得住宅 の種類	奨励金額等				
	住宅奨励金	県産木材使用加算金	子ども加算金	限度額	
新築住宅	1戸につき 50 万円を交 付	住宅の総木材使用量の うち石川県産材を 50% 以上使用した場合に 20 万円を交付	申請日時点で受給資 格者と同居している 18 歳以 下の子がいる場合に 1 人 につき 50 万円を交付	150 万円	